

## 5 特別支援学級の教育課程の編成

特別支援学級は、学校教育法第81条の規定に基づき特別に編制された学級ですが、小学校及び中学校の中に設置された学級ですので、教育課程は、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成されることが原則となります。しかし、個々の児童生徒の障害の程度や特性に応じた指導を行うためには、実態に応じて適切な教育課程を編成することが必要であり、特別支援学級の教育課程の編成については、学校教育法施行規則に次のように規定されています。

### 学校教育法施行規則

**第138条** 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程について  
は、特に必要がある場合は、第50条第1項、第51条及び第52条の規定並びに第72条から第74条までの  
規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

しかし、この規定により特別の教育課程を編成するとしても、特別支援学級は小学校及び中学校に設置された学級であるため、学校教育法に定める小学校、中学校の目的及び目標を達成するものである必要があります。

### 特別の教育課程を編成する場合

小学校及び中学校学習指導要領解説では、特別支援学級において特別の教育課程を編成する場合には、学級の実態や児童の障害の程度等を考慮の上、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成する必要があると示されています。具体例として以下のように示されています。

- ①障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「**自立活動**」を取り入れる。
- ②各教科の目標・内容を**下学年の教科の目標・内容に替える**。
- ③各教科を、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う**特別支援学校の各教科に替える**。



特別の教育課程を編成する場合、「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編」「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を参考にしましょう。



## 知的障害のない児童生徒の場合

### 小学校(例)

区分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	国語	国語	国語
	社会	社会	
	算数	算数	算数
		理科	理科
	生活		
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
			家庭
	体育	体育	体育
	道徳	道徳	道徳
特別活動	特別活動	特別活動	特別活動
自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
外国語活動			外国語活動
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

「自立活動」は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に行うことが必要です。指導に当たっては学校の教育活動全体を通じて適切に行い、各教科、領域、総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、適切な指導計画の下に行うよう配慮します。

設定されている「各教科」は、小学校及び中学校の各教科と同様です。

### 中学校(例)

区分	1・2・3年
各教科	国語
	社会
	数学
	理科
	音楽
	美術
	保健体育
	技術・家庭
	外国語
道徳	道徳
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間



- ・自立活動については、本書P.13-14をご覧ください。
- ・自立活動についての詳細は「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」に示されています。文部科学省のホームページでご覧いただけます。

特別支援学校学習指導要領解説  
自立活動編

文部科学省

## 知的障害のある児童生徒の場合

### 小学校(例)

※知的障害特別支援学校小学部の教育課程を参考

区分	1・2年	3・4年	5・6年
各教科	生活	生活	生活
	国語	国語	国語
	算数	算数	算数
	音楽	音楽	音楽
	図画工作	図画工作	図画工作
	体育	体育	体育
	道徳	道徳	道徳
	特別活動	特別活動	特別活動
	自立活動	自立活動	自立活動
	外国語活動		外国語活動
総合的な学習の時間		総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

知的障害特別支援学校小学部の教科である「生活」を設定しました。小学校1・2年の「生活」とは異なります。  
※参照「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」P252～278

「自立活動」は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に行うことが必要です。指導に当たっては学校の教育活動全体を通じて適切に行い、各教科、領域、総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、適切な指導計画の下に行うよう配慮します。

### 中学校(例)

※知的障害特別支援学校中学部の教育課程を参考

区分	1・2・3年
各教科	国語
	社会
	数学
	理科
	音楽
	美術
	保健体育
	職業・家庭
	外国語
	道徳
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動
総合的な学習の時間	総合的な学習の時間

知的障害特別支援学校中学部の教科である「職業・家庭」を設定しました。中学校の「技術・家庭」とは異なります。

※参照「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編(幼稚部・小学部・中学部)」P354～362

「自立活動」は、個々の児童生徒の障害の状態に応じて適切に行うことが必要です。指導に当たっては学校の教育活動全体を通じて適切に行い、各教科、領域、総合的な学習の時間と密接な関連を保ち、適切な指導計画の下に行うよう配慮します。



知的障害特別支援学校の各教科等の詳細（「生活」、「職業・家庭」等について）は、「特別支援学校学習指導要領解説 総則等編（幼稚部・小学部・中学部）」P.242-P.369に示されています。文部科学省のホームページでご覧いただけます。



## 知的障害のある児童生徒の週時程の例

【小学校知的障害特別支援学級の例】

	月	火	水	木	金
朝の活動					
1		日常生活の指導			
2	算数	国語	算数	国語	算数
3	生活単元学習	道徳	体育	音楽	生活単元学習
4	体育	自立活動	体育		
給食、清掃					
5	国語		国語	学活	図画工作
6		総合的な学習の時間			
帰りの活動					

※生活科の内容は各教科等を合わせた指導（「日常生活の指導」「生活単元学習」）で取り扱う。

【中学校知的障害特別支援学級の例】

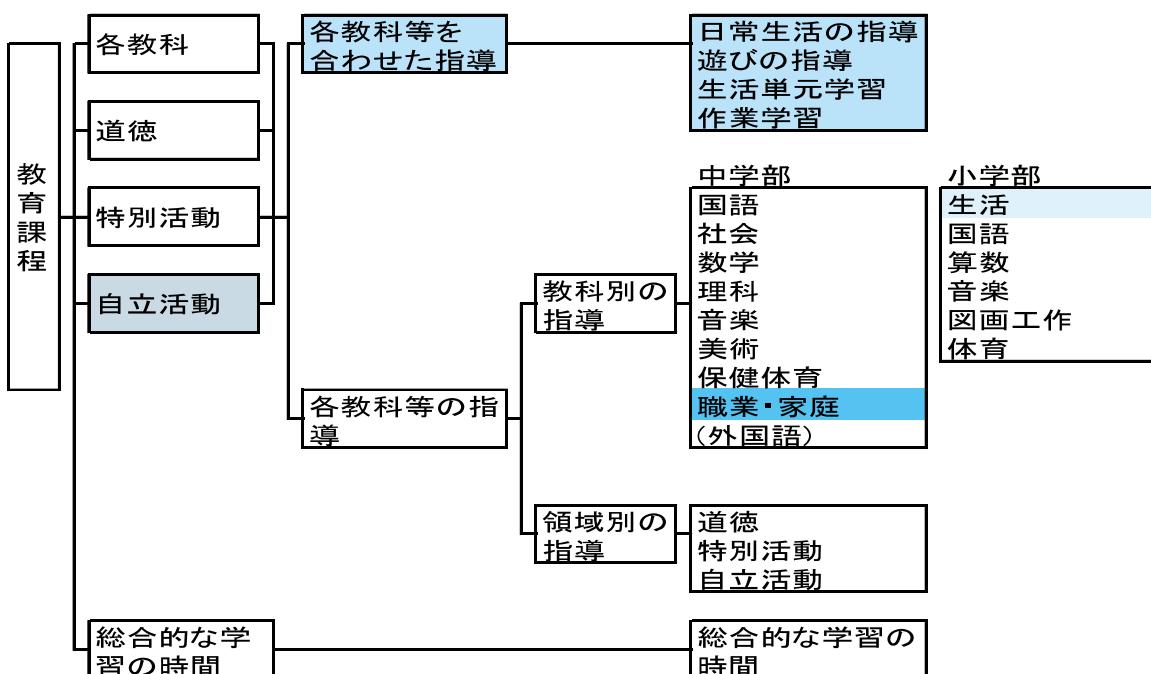
	月	火	水	木	金
朝の活動					
1	国語	英語	数学	国語	英語
2	数学	国語	保健体育	数学	国語
3	自立活動	数学	理科	保健体育	生活単元学習
4	美術	社会	道徳		作業学習
給食、昼休み					
5		保健体育	音楽	生活単元学習	職業・家庭
6	総合的な学習の時間	学級活動			
帰りの活動					

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、「各教科等を合わせた指導」を行っています。（本書P. 12参照）

下記は知的障害特別支援学校小学部及び中学部の教育課程です。

### 【指導内容】

### 【指導の形態】



※小学部においては、外国語活動及び総合的な学習の時間は設定されていない。

※中学部において、外国語科は必要に応じて設けることができる。

## 6 各教科等を合わせた指導（知的障害教育）

各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、この各教科等を合わせて指導を行うことが効果的であることから、従前、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されています。



### 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するものです。日常生活の指導は、生活科の内容だけでなく、広範囲に、各教科等の内容が扱われます。それらは、例えば衣服の着脱、洗面、手洗い、排泄、食事、清潔など基本的生活習慣の内容や、あいさつ、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること、きまりを守ることなどの日常生活や社会生活において必要で基本的な内容です。

### 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくものです。遊びの指導では、生活科の内容をはじめ、各教科等にかかる広範囲の内容が扱われ、場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成などに一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。また、遊びの指導の成果が各教科別の指導等につながることもあります。

### 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。生活単元学習では、広範囲に各教科等の内容が扱われます。生活単元学習の指導では、児童生徒の学習活動は、生活的な目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れた生活単元学習を展開している学校もあります。生活単元学習の指導を計画するに当たっては、一つの単元が、2、3日で終わる場合もあれば、1学期間、あるいは、1年間続く場合もあるため、年間における単元の配置、各単元の構成や展開について十分検討する必要があります。

### 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。作業学習の指導は、単に職業・家庭科の内容だけではなく、各教科等の広範囲の内容が扱われます。作業学習で取り扱われる作業活動の種類は農耕、園芸、紙工、木工、縫製、織物、金工、窯業、セメント加工、印刷、調理、食品加工、クリーニングなどのほか、販売、清掃、接客なども含み多種多様です。

## 7 自立活動

### 自立活動の意義

障害のある児童生徒の場合は、その障害によって、日常生活や学習場面において様々ななつまづきや困難が生じることから、心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは十分とはいせず、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要となります。特別支援学校においては、小学校及び中学校等と同様の各教科等のほかに、特に「自立活動」の領域を設定し、その指導を行うことによって、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指しています。

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。この自立活動は、学校の教育活動全体を通じて適切に行います。授業時間を特設して行う自立活動の指導はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければなりません。このように自立活動は障害のある児童生徒の教育において、教育課程上重要な位置を占めているといえます。

小学校及び中学校等の特別支援学級や通級による指導において、児童生徒の障害の状態等を考慮すると、小学校及び中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当ではなく、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている自立活動等を取り入れた特別の教育課程を編成する必要性が生じる場合があります。

### 自立活動の目標

個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培います。

### 自立活動の内容

現行の学習指導要領では、6区分26項目に分けて内容が示されています。

#### 1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関するここと。
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関するここと。
- (4) 健康状態の維持・改善に関するここと。

#### 2 心理的な安定

- (1) 情緒の安定に関するここと。
- (2) 状況の理解と変化への対応に関するここと。
- (3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関するここと。

#### 3 人間関係の形成

- (1) 他者とのかかわりの基礎に関するここと。
- (2) 他者の意図や感情の理解に関するここと。
- (3) 自己の理解と行動の調整に関するここと。
- (4) 集団への参加の基礎に関するここと。

#### 4 環境の把握

- (1) 保有する感覚の活用に関するここと。
- (2) 感覚や認知の特性への対応に関するここと。
- (3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関するここと。
- (4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関するここと。
- (5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関するここと。

## 5 身体の動き

- (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- (2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
- (3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
- (4) 身体の移動能力に関すること。
- (5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

## 6 コミュニケーション

- (1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- (2) 言語の受容と表出に関すること。
- (3) 言語の形成と活用に関すること。
- (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関するこ。
- (5) 状況に応じたコミュニケーションに関するこ。

### 自立活動の具体的な指導内容例



「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」には、具体的指導内容例が示されており、文部科学省のホームページでご覧いただけます。下記は一部を抜粋しました。

#### 自閉症のある幼児児童生徒の場合

区分 「環境の把握」

項目 (2) 感覚や認知の特性への対応に関するこ

「聴覚の過敏さのため特定の音に、また、触覚の過敏さのため身体接触や衣服の材質に強く不快感を抱くことが見られる。それらの刺激が強すぎたり、突然であったりすると、混乱状態に陥ることもある。そこで、不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、それらに少しずつ慣れていったりするように指導することが大切である。」

#### 選択性かん默の幼児児童生徒の場合

区分 「心理的な安定」

項目 (2) 状況の理解と変化への対応に関するこ

「家庭などではほとんど支障なく会話ができるものの、特定の場所や状況ではそれができない選択性かん默の幼児児童生徒の場合には、本人が安心して参加できる集団構成や活動内容等の工夫をしたり、教師が付き添って適切な援助を行ったりするなどして、情緒の安定を図りながら、それぞれの場面に対応できるようにすることが大切である。」

#### 脳性まひの幼児児童生徒の場合

区分 「環境の把握」

項目 (2) 感覚や認知の特性への対応に関するこ

「文字や図形を正しくとらえることが困難な場合がある。原因としては、数多く書かれてある文字や図形の中から一つの文字や図形に注目することや、文字や図形を構成する線や角度の関係を理解することが難しいことなどが考えられる。このような場合には、一つの文字や図形だけを取り出して輪郭を強調して見やすくしたり、文字の部首や図形の特徴を話し言葉で説明したりすることが効果的なことがある。」

#### 知的障害のある幼児児童生徒

区分 「身体の動き」

項目 (3) 日常生活に必要な基本動作に関するこ

「細かな手指の動作が困難であり衣服の着脱や食事などが困難な者がいる。このような幼児児童生徒には、使いやすい用具等を用いながら、手元をよく見るよう指指導するが、その際、注意が他のことに向いてしまって、衣服の着脱等に気持ちを集中させて取り組むことが多い。そのため、集中して取り組むことができるよう、環境を整えて情緒の安定を図ったり、注目させたい部分を視覚でとらえやすいよう色を変えたりするなどの工夫が大切である。」

### 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章総則

#### 第2節 教育課程の編成

第2 4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会に参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

# 実際に教育課程を

小学校の教育に準ずる教育課程で学習します。

☆学校の教育活動全体を通じて  
☆各教科指導の中で  
「自立活動」の指導や配慮が必要です。

【例えは…】

- ・筆記用具、ノートやワークシートを工夫し、机の高さや傾きに配慮する。
- ・自分で補助用具のセッティングの方法を身に付けられるようにする。
- ・スモールステップの目標をたて、見通しをもちやすいうように工夫する。
- ・自信につながるようにできたことをしっかりほめる。
- …等の指導や配慮が考えられます。

Aさん（小学校3年生）  
肢体不自由学級に入級しています。

\* 知的な遅れはありません。



「自立活動」を特設して指導します。  
内容は、「身体の動き」です。

- ・体育科の一部を「自立活動」として設定し、ストレッチや歩行練習を行っています。

\* 上下肢に機能障害があり、ストレッチや歩行練習が必要です。

\* 黒板に書かれたことをノートに写す、作業をする等に時間を要することがあります。

\* 様々な場面で自信をもてない様子が伺えます。

	月	火	水	木	金
1	国語	算数	国語	音楽	国語
2	算数	国語	自立活動	国語	理科
3	体育	社会	理科	国語	算数
4	理科	自立活動	算数	算数	社会
5	図工	国語		学級会	総合
6	図工	道徳			総合

☆学校の教育活動全体を通じて  
☆各教科指導の中で  
「自立活動」の指導や配慮が必要です。  
【例えは…】

- ・初めて行うことには予告やリハーサルを行う。
- ・写真や具体物などでイメージをもてるよう工夫する。
- ・集団参加においては、スモールステップの目標をもち、取り組む。
- ・できたことをしっかりほめる。
- …等の指導や配慮が考えられます。

Bさん（小学校  
自閉症・情緒障害学級に



「自立活動」を特設して指導します。  
内容は、「身体の動き」です。

\* 知的な遅れを併せもっています。

\* 単語でのやりとりが多く、ひらがなで自分の名前を書くことができます。

\* 1～10まで唱えることはできますが、具体物を数えることは確実ではありません。

\* 初めての取組や見通しのもてないことには強い抵抗感があります。

\* 集団での活動が難しいことが多いです。

	月	火	水	木	金
1	さんすう	こくご	せいかつ	こくご	さんすう
2	こくご	たいいく	こくご	こくご	こくご
3	せいかつ	ずこう	さんすう	たいいく	せいかつ たんげん がくしゅう
4	せいかつ	ずこう	こくご	おんがく	
5	おんがく	さんすう	どうとく	がつきゅう かい	たいいく

# 考えてみました。



Cさん（中学校1年生）

知的障害学級に入級しています。

\* 小学校3、4年生の学力をもって  
います。

下学年の教科の内容・目標に替えて学習を行います。

国語科、数学科、外国語科、社会科、理科は特別支援学級で学習します。小学校の教科等の内容・目標なども取り入れて学習します。

\* 自分の気持ちや考え方をことばにして表現することが苦手です。

\* 自ら見通しをもって行動することは難しく、集団での活動ではとまどう様子が伺えます。

\* 幼さが目立ち、友達との関係においてもかみ合わない様子が感じられます。

「自立活動」を特設して指導します。

内容は、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「コミュニケーション」です。

- ・1日、1週間、1ヶ月の予定が見通せるような取組をします。
- ・スピーチ、ミニゲーム、SST等を取り入れながら人との関わりやコミュニケーション力を高める指導を行います。

☆学校の教育活動全体を通じて  
☆各教科指導の中で  
「自立活動」の指導や配慮が必要です。  
【例えは…】

- ・視覚的な手がかりを用いる。
- ・見通しがもてるよう預告やリハーサルを行い、集団での活動において役割を明確にする。
- ・ヘルプメッセージを伝えられるように工夫する。
- ・自信や自己肯定感を積み上げる。
- …等の指導や配慮が考えられます。

	月	火	水	木	金
1	国語	英語	数学	国語	英語
2	数学	国語	保健体育	数学	国語
3	自立活動	数学	理科	保健体育	作業学習
4		美術	社会	道徳	
5	総合	保健体育	音楽	生活単元学習	技術
6	総合	学活			家庭

◆Cさんの他にも特別支援学級に入級している生徒が3人います。それぞれ見通しをもつことや作業の遂行に課題をもっている生徒です。

1年生)  
入級しています。

知的障害特別支援学校小学部の各教科に替えて学習を行います。

国語科、算数科は特別支援学級で学習します。

◆Bさんの他にも特別支援学級に入級している児童が5人います。それぞれ、集団活動やコミュニケーション面の課題をもっている児童です。

「生活単元学習」(知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導)を設定しています(特別支援学級に入級している児童5人の合同学習です)。

- ・国語科、算数科、生活科、図画工作科、体育科、「自立活動」を合わせています。
- ・各教科の内容を扱うとともに、個々の実態に応じた「自立活動」の指導を行います。

「作業学習」(知的障害特別支援学校の各教科等を合わせた指導)を設定しています(特別支援学級に入級している生徒3人の合同学習です)。

- ・国語科、職業・家庭科、数学科、社会科、「自立活動」を合わせています。
- ・各教科の内容を扱うとともに、個々の実態に応じた「自立活動」の指導を行います。

## 8 個別の指導計画

「個別の指導計画」は、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画です。日々の指導の実践が効果的に行われるよう、指導に携わる複数の教師が情報を共有化し、指導の一貫性や統一性を図るためにものであり、担任が替わっても継続的な指導ができるように引き継がれるものです。記載内容については、教育的ニーズの把握のための「実態把握」、目標や指導内容、手立て、方法等を記した「指導計画」、そして指導実践の「記録」と「評価」までが入ります。

現行の学習指導要領では、障害のある児童生徒の指導に当たっては、特別支援学校等の助言や援助を活用すること、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことなどが新たに加わりました。このため、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童生徒の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切です。

【個別の指導計画の作成手順】

